



吉選管告示第 1 号

吉野町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する
決定について

奈良県吉野郡吉野町大字檜井 中西 利彦 が令和3年3月3日に提起した
令和3年2月21日執行の吉野町議会議員選挙における当選の効力に関する異
議の申出について、当委員会は、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和2
5年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年4月2日

吉野町選挙管理委員会
委員長 中本 寛





決 定 書

異議申出人 奈良県吉野郡吉野町大字榎井

中西 利彦

異議申出人が令和3年3月3日付けて提起した令和3年2月21日執行の吉野町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、吉野町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙における当選人上佳宏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるというものである。

2 異議申出の理由

本件選挙において被選挙権を有するのは、公職選挙法（昭和25年法律第10号。以下「法」という。）第10条第5号及び法第9条第2項の規定から、本件選挙の期日前から「引き続き3箇月以上吉野町内に住所を有する者」に限られ、ここでいう「住所」は民法（明治29年法律第89号）第22条に定めるとおり「生活の本拠」であり、判例からも「住所」は客観的事実の存否によって決すべきものであり、事実上居住する場所を指すものと理解している。

当選人に関して当委員会が告示した住所は、会計事務所の所在地となっていることが、同会計事務所のホームページの記載から確認することができる。当該

建物は専ら事務所として使用され、当選人が日常生活を営んでいる様子はなく、「生活の本拠」ととはいえないことから、「引き続き3箇月以上吉野町に住所を有する者」には該当せず、本件選挙における被選挙権を有しない。よって当選人はなり得ない。

争 点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者が有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第9条第2項）。

また、「引き続き3箇月以上」の期間の算定にあたっては、民法に規定する期間計算の一般原則に基づくところ、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目の応答日の前日に3箇月に達することとなり、この「前日」は経過することを要しないと解される。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件の前提となる選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち令和2年1月21日から本件選挙の期日である令和3年2月21日までの間、吉野町内に住所を有する者であるかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について、その要件を審査した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理にあたっては、申出入をはじめとする関係者からの聞き取りや証拠書類等の提出を求めた。

また、当選人に対しては、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに当選人に対しては参加人としての質問を行うことでその主張を明らかにする等、慎重に審理し

た。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所に限定されているものと解すべきである。」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)、「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」(平成9年8月25日最高裁判所判決)、「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」(昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決)とされている。

このような観点から、本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいるかどうかの客観的事実から生活の本拠となる住所1箇所が認定され、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主觀性については、客観的事実が形成されていることを前提に生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきと解せる。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断されることになるが、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用量など詳細な生活実態から総合的に判断し、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することとなる。

2 当選人が提出した意見書、証拠書類等による当選人の主張は次のとおりである。

(1) 異議申出に対する認否

本件異議申出にある本件選挙における被選挙権が「引き続き3箇月以上吉野町内に住所を有する者」に限られていること。また、ここでいう住所が、単に住民票の住所ではなく、生活実態などの客観的事実により認定されることは認識している。

また、当選人の住所に会計事務所が所在していることも事実であるが、この会計事務所の建物1階部分を事務所兼住宅に利用する目的で賃借し、日常生活に必要な什器家具を搬入して起臥寝食をする自宅として利用しており、「引き続き3箇月以上吉野町内に住所を有する者」には該当しないことから、本件選挙の被選挙権を有しないとしたことは否認する。

(2) 当選人の現住所地への居住の経緯

当選人は、平成28年8月3日に県内の他市町村から吉野町柳の当選人の実家の住所（以下「実家住所」という。）に転入した。

当選人は、通勤の事情から交通の利便性がよく、また、政治活動の用途で使用できる双方の条件を満たす物件を探し、現在の住所としている会計事務所を見つけた。同物件を事務所兼住宅として利用するためのリフォーム工事を実兄に依頼し、リフォーム工事を終えた後、吉野町柳から本件選挙において当選人が住所とした吉野町丹治（以下「当選人住所」という。）に平成28年9月7日に転居した。

(3) 日常生活の状況

当選人は、平成25年11月14日に株式会社を設立し、現在、県内に4店舗の調剤薬局を経営しており、当該株式会社の本店住所は、実家住所としている。

このため、当選人の日常生活は、当選人住所にある住宅、経営する調剤薬局の店舗、当選人の実家を中心として営まれており、日により異なるものの概ね次のとおりとしている。

当選人住所の住宅で起床し、経営する調剤薬局の店舗の開店時間や、営業先などの相手方との面会の時間にあわせ、午前7時から午前8時の間に当選人住所の住宅を出発する。経営する調剤薬局での店舗での勤務を終えたあと、午後7時から午後9時の間に当選人の実家に立ち寄り、1時間から2時間滞在し、会社宛ての郵便物の確認、夕食、入浴を終える。その後、午後9時から午後11時の間に当選人住所の住宅に戻り残務整理をし、午前0時前後に就寝する。

ただ、経営する調剤薬局の店舗が早く閉店する木曜日などは、いつもより早く帰宅する日もあった。また、月に4、5日ほどは、当選人の実家に立ち寄らず、調剤薬局の店舗から直接、当選人住所の住宅に帰る日があった。

日曜日は休日のため、何もなければ当選人住所の住宅にいるが、コンサルティングを行っている相手方の休日も日曜日が多く、その日に面会の約束をすることも多く、むしろ日曜日の方が忙しいことが多い。

新型コロナウィルス感染症のこともあり、薬剤師のリクルートの面接以外は県外の移動も最小限としていたため、1年間はだいたい同じような生活を繰り返していた。

また、令和2年1月以降に限れば、本件選挙への立候補を決意したため、よほどのことがない限り、調剤薬局の店舗には通わず吉野にいた。

(4) 当選人の家族との関係性

当選人には、妻と娘2人の家族がいるが、家族が妻の実母の近くに住みたいということと、娘の通学の利便性から、県内の他市町村に住んでおり、当選人が東京都港区で勤務することとなった平成26年12月頃から別居している。

家族とは、月に1回、2回会う程度で、食事をしたり、当選人の実母に会うために当選人の実家に行ったりする程度であった。ただ、令和2年12月は、薬剤師のリクルートの時期であり、ビジネスが一番の繁忙期を迎える時期であったため、なかなか子どもには会えない状況であった。また、年末年始は、1日一緒におせち料理を食べたぐらいであった。

(5) 当選人の近隣住民との関係

当選人は、現在の当選人住所に転居した平成28年9月から地元の丹治地区、隣組に在籍し、区費、消防費を収め、神社や公民館の清掃その他の地域活動にも積極的に参加している。

また、平成29年2月26日に執行した吉野町議会議員選挙においては丹治第二区から、令和2年1月26日執行の吉野町長選挙及び本件選挙においては丹治総区の推薦を受けて立候補している。

これらについては、丹治総区長、丹治第二区長の連名による証明書が意見書とともに当選人から提出されている。

(4) 当選人住所の住宅の状況

当選人住所にある3階建事務所の1階部分70m²を平成28年8月に実兄がリフォームしたあと、平成28年9月12日に事務所兼住宅として貸主である会計事務所と賃貸借契約を締結した。

当選人が示した間取り図では、建物の出入口から中に入ると事務所スペースがあり、事務所スペースには、事務机、いす、テレビがあり、その奥に寝室、食器棚がある。寝室には、ベッドのほか、クローゼットが設置されており、食器棚の前にある扉から一旦通路に出て、奥に進むと流し台、洗面台、トイレなどの水回りが集まっている。浴室はなく、貸主に対しシャワーだけでも設置したいと要望したが、現在も設置できていない。

(5) 当選人住所に関する電気、水道及びガスの使用状況は次のとおりである。

ア 電気の使用状況

請求年月	使用期間	使用量	使用料
令和3年1月	令和2年11月24日から 令和2年12月20日まで	76 kwh	1,801円
令和3年2月	令和2年12月21日から 令和3年 1月24日まで	229 kwh	5,683円

令和3年3月	令和3年 1月25日から 令和3年 2月19日まで	400 kwh	10,106円
--------	------------------------------	---------	---------

令和3年1月請求分、令和3年2月請求分、令和3年3月請求分の電気使用量に大きな差があるが、当選人は賃借している物件の事務所部分を、後援会事務所として利用しており、令和3年1月から後援会の政治活動を開始したため令和3年2月請求分の電気使用量は大きく増加した。冬季の平時は暖房機器も使用しないので、令和3年1月請求分の電気使用量は少ない。

イ 水道の使用状況

請求年月	使用期間	使用料
令和2年11月	令和2年 9月3日から 令和2年11月4日まで	1,386円
令和3年 1月	令和2年11月4日から 令和3年 1月4日まで	1,320円

ウ ガスの使用状況

請求年月	使用期間	使用料
令和2年11月	令和2年10月 1日から 令和2年11月30日まで	935円
令和3年 1月	令和2年12月 1日から 令和3年 1月31日まで	1,307円

3 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類及び聞き取り調査からは、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は、平成28年8月3日に吉野町柳にある当選人の実家の住所に転入した。
- (2) 当選人は、平成28年9月7日に吉野町丹治の現住所に転居した。
- (3) 当選人は、平成25年11月14日に、調剤薬局の経営、経営コンサルテ

イング業を目的とする会社を設立し、その本店住所を実家住所としている。

(4) 平成28年9月12日に現住所にある3階建事務所の内1階部分、床面積7.0m²を事務所兼住宅として利用する目的で、月額86,400円で賃貸借契約を締結した。

契約は、建物所有者の会計事務所と当選人が代表取締役社長を務める会社との間で締結され、契約の有効期間は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの1年間とされ、双方の意思表示がない場合、有効期間が延長される契約となっている。

(5) 当選人が居所としている(4)の契約締結した物件には、寝室、寝具、食器棚、食器、トイレ、洗面台、流し台の設備等があり、浴室はない。

(6) 居所に、当選人の氏名が記載された郵便受けが設けられており、郵便物が届いている。

(7) 3(5)に記載した電気、水道、ガスの使用状況

ただし、電気の使用量が令和3年1月請求分と令和3年2月請求分で大きく異なる理由として、当選人が主張した内容は、合理的な理由ではあるが、事実確認できなかった。

(8) 当選人が、平成28年9月から現住所の地元区である丹治二区及び隣組に在籍し、区民として負担する区費、消防費も遅延なく支払われ、地域活動にも参加をしている。

(9) 当選人が、平成29年2月26日執行の吉野町議会議員選挙に立候補する際に、丹治第二区の推薦を受け、令和2年1月26日執行の吉野町長選挙及び本選挙に立候補する際に、丹治総区の推薦を受けている。

(10) 町内のガソリンスタンドで、自動車のガソリンを給油している。

(11) 住所近くのクリーニング店で、ワイシャツ等のクリーニングを行っている。

4 当委員会の判断

以上の事実等を踏まえ、本件当選人が令和2年11月21日から令和3年2月21日までの間、引き続き現住所において現に起臥していたかについて、判断

する。

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならず、この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどの行為がある。

当選人は主張の中で、睡眠は当選人住所の住宅で行い、食事、入浴は当選人の実家で行うとしているが、当選人が経営する会社の本店住所を実家住所としていることで、会社宛ての郵便物を確認するため調剤薬局での勤務を終えたあと実家に立ち寄ることや、現在、単身で生活している当選人にとって、実家に立ち寄った際に、食事、入浴を済ませるといった行動は、合理的な行動といえる。

申出人は、当選人住所が会計事務所のホームページに記載されている住所と同一であることや、外観から当選人住所にある建物が専ら事務所として利用されているとし、当選人が起居していないと主張しているが、当選人が事務所兼住宅として賃借した物件には、寝具、食器棚、クローゼットを始めとした什器家具、また、洗面台、流し台、トイレなどの日常生活を送るための設備を具備していることを当選人立ち合いのもと現地で確認しており、当選人の主張した日常生活を営むための設備等は十分備わっている状況である。

また、電気の使用量について、令和3年1月請求分が一般的な家庭の使用量に比べ極端に少なく、令和3年2月請求分、令和3年3月請求分と大幅に増加しているが、後援会事務所の住所、選挙事務所の住所が当選人の住所と同一であったことから、「日によって異なるものの、多くの日は寝起きのみ行っており、暖房機器も使用しない。」「令和3年1月以降は後援会の政治活動が開始されたため電気使用量が多くなった。」とする当選人の主張に不自然な点はない。

申出人から、当選人住所の住宅に「当選人がすんでいない」「明かりがついていらない」などの証言をする複数の証言者があるとの意見があり、そのうち、当選人住所の近くに居住している証言者に対し聞き取りを行ったが、証言内容は、当選人が主張した日常生活の状況と合致しており、当選人が当選人住所で起居していないことを客観的に証明する証拠とはなり得ない。

以上、当選人が主張する日常生活の状況について、一定の根拠を示した主張と

して是認することができ、当選人の主張する内容を否定するに足る証拠がないことから、令和2年11月21日から令和3年2月21日までの間、当選人の生活の本拠が当選人住所にあったと推認する。

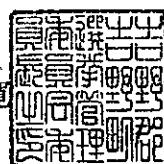
したがって、本件当選人は令和2年11月21日から令和3年2月21日までの間引き続き3箇月以上吉野町の区域内に住所を有していたと認められるから、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

5 結論

したがって本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年4月2日

吉野町選挙管理委員会委員長 中本 寛



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で奈良県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。